

令和 6 年 第 3 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

提 出 議 案 説 明 資 料 ( 附 属 資 料 )

( 11 月 25 日 提 案 分 )

警 察 本 部

## 目 次

ページ

1	神奈川県警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例新旧対照表	1
2	神奈川県迷惑行為防止条例新旧対照表	3
3	神奈川県道路交通法関係手数料条例新旧対照表	5

神奈川県警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例（昭和29年神奈川県条例第29号）

改正後	改正前																																																																																																																																				
<p>第1条（略） （支給品の品目）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略） （削除）</p> <p>（支給品の員数及び使用期間）</p> <p>第3条 支給品の員数及び使用期間は、次のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。</p> <p>（略）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>冬服</u></td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">12月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（削除）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合服</u></td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">12月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（削除）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>防寒服</u></td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">30月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（削除）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合ワイシャツ</u></td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（削除）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、<u>冬服、合服、夏服ズボン、夏服上衣、冬活動服、合活動服、冬ワイシャツ及び合ワイシャツ</u>については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合は、本部長は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>夏服ズボン</u></td> <td style="text-align: center;">3着</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>夏服上衣</u></td> <td style="text-align: center;">5着</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>冬活動服</u></td> <td style="text-align: center;">2着</td> <td style="text-align: center;">12月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合活動服</u></td> <td style="text-align: center;">2着</td> <td style="text-align: center;">12月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合ワイシャツ</u></td> <td style="text-align: center;">3着</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（削除）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3（略） （現品の支給）</p>	<u>冬服</u>	1着	12月	（削除）			<u>合服</u>	1着	12月	（削除）			（略）			<u>防寒服</u>	1着	30月	（削除）			（略）			<u>合ワイシャツ</u>	1着	4月	（削除）			（略）			（略）			<u>夏服ズボン</u>	3着	4月	<u>夏服上衣</u>	5着	4月	<u>冬活動服</u>	2着	12月	<u>合活動服</u>	2着	12月	（略）			<u>合ワイシャツ</u>	3着	4月	（削除）			（削除）			（削除）			（削除）			<p>第1条（略） （支給品の品目）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 職務の性質上私服を着用して勤務することを命ぜられた者（以下「私服員」という。）に対しては、第1項で定める支給品のほか、次に掲げる品目を加えて支給する。この場合、同項に定める支給品のうち冬帽子、合帽子、夏帽子、冬活動帽子、合活動帽子、夏活動帽子、冬服、合服、夏服、冬活動服、合活動服、防寒服、雨衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては、私服の着用を命ぜられた期間中、次条に定める使用期間の進行を停止するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>背 広 冬 服</u> <u>背 広 合 服</u> <u>オ ー バ ー</u> <u>ワ イ シ ャ ツ</u></p> <p>（支給品の員数及び使用期間）</p> <p>第3条 支給品の員数及び使用期間は、次のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。</p> <p>（略）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>冬服</u></td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">12月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>背 広 冬 服</u></td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">24月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合服</u></td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">12月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>背 広 合 服</u></td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">24月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>防寒服</u></td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">30月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>オ ー バ ー</u></td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">36月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合ワイシャツ</u></td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>ワイシャツ</u></td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、<u>冬服、合服、夏服ズボン又は夏服スカート、夏服上衣、冬ワイシャツ、合ワイシャツ、冬ネクタイ、合ネクタイ、冬活動ネクタイ及び合活動ネクタイ</u>については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>夏服ズボン又は夏服スカート</u></td> <td style="text-align: center;">2着</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>夏服上衣</u></td> <td style="text-align: center;">3着</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（新設）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（新設）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合ワイシャツ</u></td> <td style="text-align: center;">3着</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>冬ネクタイ</u></td> <td style="text-align: center;">2本</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合ネクタイ</u></td> <td style="text-align: center;">2本</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>冬活動ネクタイ</u></td> <td style="text-align: center;">2本</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合活動ネクタイ</u></td> <td style="text-align: center;">2本</td> <td style="text-align: center;">4月</td> </tr> </table> <p>3（略） （現品及び代料の支給）</p>	<u>冬服</u>	1着	12月	<u>背 広 冬 服</u>	1着	24月	<u>合服</u>	1着	12月	<u>背 広 合 服</u>	1着	24月	（略）			<u>防寒服</u>	1着	30月	<u>オ ー バ ー</u>	1着	36月	（略）			<u>合ワイシャツ</u>	1着	4月	<u>ワイシャツ</u>	1着	4月	（略）			（略）			<u>夏服ズボン又は夏服スカート</u>	2着	4月	<u>夏服上衣</u>	3着	4月	（新設）			（新設）			（略）			<u>合ワイシャツ</u>	3着	4月	<u>冬ネクタイ</u>	2本	4月	<u>合ネクタイ</u>	2本	4月	<u>冬活動ネクタイ</u>	2本	4月	<u>合活動ネクタイ</u>	2本	4月
<u>冬服</u>	1着	12月																																																																																																																																			
（削除）																																																																																																																																					
<u>合服</u>	1着	12月																																																																																																																																			
（削除）																																																																																																																																					
（略）																																																																																																																																					
<u>防寒服</u>	1着	30月																																																																																																																																			
（削除）																																																																																																																																					
（略）																																																																																																																																					
<u>合ワイシャツ</u>	1着	4月																																																																																																																																			
（削除）																																																																																																																																					
（略）																																																																																																																																					
（略）																																																																																																																																					
<u>夏服ズボン</u>	3着	4月																																																																																																																																			
<u>夏服上衣</u>	5着	4月																																																																																																																																			
<u>冬活動服</u>	2着	12月																																																																																																																																			
<u>合活動服</u>	2着	12月																																																																																																																																			
（略）																																																																																																																																					
<u>合ワイシャツ</u>	3着	4月																																																																																																																																			
（削除）																																																																																																																																					
（削除）																																																																																																																																					
（削除）																																																																																																																																					
（削除）																																																																																																																																					
<u>冬服</u>	1着	12月																																																																																																																																			
<u>背 広 冬 服</u>	1着	24月																																																																																																																																			
<u>合服</u>	1着	12月																																																																																																																																			
<u>背 広 合 服</u>	1着	24月																																																																																																																																			
（略）																																																																																																																																					
<u>防寒服</u>	1着	30月																																																																																																																																			
<u>オ ー バ ー</u>	1着	36月																																																																																																																																			
（略）																																																																																																																																					
<u>合ワイシャツ</u>	1着	4月																																																																																																																																			
<u>ワイシャツ</u>	1着	4月																																																																																																																																			
（略）																																																																																																																																					
（略）																																																																																																																																					
<u>夏服ズボン又は夏服スカート</u>	2着	4月																																																																																																																																			
<u>夏服上衣</u>	3着	4月																																																																																																																																			
（新設）																																																																																																																																					
（新設）																																																																																																																																					
（略）																																																																																																																																					
<u>合ワイシャツ</u>	3着	4月																																																																																																																																			
<u>冬ネクタイ</u>	2本	4月																																																																																																																																			
<u>合ネクタイ</u>	2本	4月																																																																																																																																			
<u>冬活動ネクタイ</u>	2本	4月																																																																																																																																			
<u>合活動ネクタイ</u>	2本	4月																																																																																																																																			

第4条 支給品は、現品をもつて支給する。

(貸与品の品目及び員数)

第5条 警察官に貸与する装備品(以下「貸与品」という。)の品目は、次のとおりとし、その員数は、各1(階級章及び識別章については、各3個)とする。

(略)

拳銃

帯革

拳銃つりひも

拳銃入れ

乗車用ヘルメット

2 職務の性質により必要がない者に対しては、貸与品の一部を貸与しないことができる。

第6条 (略)

(支給品及び貸与品の返納)

第7条 警察官がその身分を失った場合には、支給品及び貸与品は、返納しなければならない。

(削除)

(削除)

第8条・第9条 (略)

第4条 支給品は、現品をもつて支給する。ただし、冬ワイシャツ、合ワイシャツ、冬ネクタイ、合ネクタイ、冬活動ネクタイ、合活動ネクタイ、手袋、靴下、長靴及び短靴については、代料をもつて支給することができる。

(貸与品の品目及び員数)

第5条 警察官に貸与する装備品(以下「貸与品」という。)の品目は、次のとおりとし、その員数は、各1(階級章及び識別章については、各3個)とする。

(略)

けん銃

帯革

けん銃つりひも

(新設)

(新設)

2 警視以上の階級にある警察官及び女性警察官に対しては、その一部を貸与しないことができる。

第6条 (略)

(支給品及び貸与品の返納)

第7条 警察官がその身分を失い、又は休職を命ぜられた場合には、使用期間の終わらない支給品及び貸与品は、返納しなければならない。ただし、支給品のうち背広冬服、背広合服及びオーバーについては、現品の返納に代え、本部長の定める基準に従い計算した金額を納付させるものとする。

2 私服員がその勤務を解かれ、通常の勤務に復した場合には前項但書の規定を準用する。

3 第1項の規定により、支給品を返納した者が復職した場合は、第3条第2項の規定を準用する。

第8条・第9条 (略)

改正後	改正前
<p>第1条～第8条（略） （不当な客引行為等の禁止等）</p> <p>第9条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は  <u>歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供について、客引きをし、又は利用者となるよう勧誘をすること。</u></p> <p><u>(5) 売春類似行為（対償を受け、又は受ける約束で、性別にかかわらず、不特定の相手方と性交類似行為をすることをいう。）をするため、客引きをし、若しくは客待ちをし、又は呼び掛け、若しくはピラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客となるよう誘引をすること。</u></p> <p>(6)・(7)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、<u>次に掲げる行為について、呼び掛け、又はピラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客又は利用者となるよう誘引をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供</u></p> <p><u>(2) 深夜において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供</u></p> <p><u>(3) 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供</u></p> <p>4（略）</p> <p>5 何人も、公衆の通行の用に供する場所において、<u>不特定の者に対し、次に掲げる営業について、客引き（第1項第7号に掲げる行為を除く。）をし、若しくは呼び掛け、若しくはピラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客となるよう誘引をし、又はこれらの行為を行う目的でうろつき、とどまり、若しくはたむろしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むものをいい、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）</u></p> <p><u>(2) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供して営む営業</u></p> <p>6 警察官は、次の各号に掲げる行為が行われていると認めるときは、当該行為を行つている者に対し、それぞれ当該各号に掲げる行為の中止を命ずることができる。この場合において、当該命令の効力は、当該命令後最初の午前6時までとする。</p> <p><u>(1) 第3項の規定に違反する行為</u></p> <p><u>(2) 第4項の規定に違反する行為</u></p> <p>7 <u>公安委員会は、前項各号に掲げる行為が行われた場合において、当該行為を行つた者が更に反復してそれぞれ当該各号に掲げる行為を行うおそれがあると認めるときは、当該行為を行つた者に対し、6月を超えな</u></p>	<p>第1条～第8条（略） （不当な客引行為等の禁止）</p> <p>第9条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は  <u>歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供について、客引きをし、又は勧誘をすること。</u></p> <p><u>(5) 売春類似行為をするため、客引きをし、又は客待ちをすること。</u></p> <p>(6)・(7)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、<u>歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について、呼び掛け、又はピラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客となるよう誘引をしてはならない。</u></p> <p>4（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>い範囲内で期間を定めてそれぞれ当該各号に掲げる行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。</u></p>	
<p>8 <u>公安委員会は、次に掲げる行為を業として行う者（以下「事業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該業に関し、第1項から第4項までの規定に違反する行為をしたときは、当該事業者に対し、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることができる。</u></p>	(新設)
<p>(1) <u>人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供</u>  (2) <u>飲樂的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供</u>  (3) <u>深夜において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供</u>  (4) <u>人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は飲樂的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供</u></p>	
<p>9 <u>公安委員会は、事業者が前項の指示に従わなかったときは、当該事業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u></p>	(新設)
<p>10 <u>公安委員会は、第7項又は前項の規定による命令をしようとするときは、神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p>11 <u>前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。</u></p>	(新設)
<p>第10条～第14条 (略) (罰則)</p>	第10条～第14条 (略) (罰則)
<p>第15条 (略)</p>	第15条 (略)
<p>2 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p>	(新設)
<p>(1) <u>第9条第7項の規定による命令に違反した者</u>  (2) <u>第9条第9項の規定による命令に違反した者</u></p>	
<p>3～5 (略)</p>	2～4 (略)
<p>6 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</u></p>	5 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</u>
<p>(1) <u>第9条第6項第1号の行為に対する同項の規定による命令に違反した者</u></p>	(新設)
<p>(2)・(3) (略)</p>	(1)・(2) (略)
<p>7 <u>第9条第6項第2号の行為に対する同項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</u></p>	(新設)
<p>第16条 (略)</p>	第16条 (略)
<p>2 <u>常習として前条第3項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p>	2 <u>常習として前条第2項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u>
<p>3 <u>常習として前条第4項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p>	3 <u>常習として前条第3項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u>
<p>4 <u>常習として前条第5項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>	4 <u>常習として前条第4項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u>
<p>(両罰規定)</p>	(両罰規定)
<p>第17条 <u>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第15条第2項第1号、第4項、第5項第6号若しくは第7号、第6項第1号又は第7項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。</u></p>	第17条 <u>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第15条第3項又は第4項第6号若しくは第7号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。</u>

神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）

改正後				改正前			
第1条～第5条（略） 別表第1（第2条関係）				第1条～第5条（略） 別表第1（第2条関係）			
手数料を納付すべき者	手数料の名称	区 分	金 額	手数料を納付すべき者	手数料の名称	区 分	金 額
1～4 (略)				1～4 (略)			
4の2 法第97条の2 第1項 第3号イに規定する 認知機能検査に関する知識 に関して行う講習を受けようとする者	認知機能検査員講習手数料		1,400円  (運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第7条第2項に規定する者が受ける場合にあつては、 <u>1,150円</u> )	4の2 法第97条の2 第1項 第3号イに規定する 認知機能検査に関する知識 に関して行う講習を受けようとする者	認知機能検査員講習手数料		1,450円  (運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第7条第2項に規定する者が受ける場合にあつては、 <u>1,200円</u> )
5 法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者	運転経歴証明書交付手数料		1,150円	5 法第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者	運転経歴証明書交付手数料		1,100円

5の2 道路交 通法施 行規則 （昭和 35年総 理府令 第60 号）第 30条の 11第1 項の規 定によ る運転 経歴証 明書の 再交付 を受け ようとする者	運転経 歴証明 書再交 付手数料			1,150円	5の2 道路交 通法施 行規則 （昭和 35年総 理府令 第60 号）第 30条の 13第1 項の規 定によ る運転 経歴証 明書の 再交付 を受け ようとする者	運転経 歴証明 書再交 付手数料			1,100円
6 法第 105条の 2第4 項の規 定によ る運転 経歴情 報の記 録を受 けよう とする 者	運転経 歴情報 記録手 数料			900円  (法第105条の 2第2項の規定 による運転経歴 証明書の交付又 は道路交通法施 行規則第30条の 11第1項の規定 による運転経歴 証明書の再交付 と同時に記録を 受ける場合に あつては、100 円)	6 削除				
7 法第 89条第 1項の 規定に よる運 転免許 試験を 受けよ うとする者	運転免 許試験 手数料	大型自動 車免許、 中型自動 車免許又 は準中型 自動車免 許に係る 試験	法第97条 の2第1 項第1号 又は第2 号に該当 して同項 の規定の 適用を受 ける場合	1,650円	7 法第 89条第 1項の 規定に よる運 転免許 試験を 受けよ うとする者	運転免 許試験 手数料	大型自動 車免許、 中型自動 車免許又 は準中型 自動車免 許に係る 試験	法第97条 の2第1 項第1号 又は第2 号に該当 して同項 の規定の 適用を受 ける場合	1,550円
			法第97条 の2第1 項第3号 又は第5 号に該当 して同項 の規定の 適用を受 ける場合	1,950円  (道路交通法施 行令（昭和35年 政令第270号。 以下「政令」と いう。）第33条 の6の2第6号 に掲げるやむを 得ない理由のた め免許証等の更 新を受けること ができなかつた 者に対する試験 にあつては、 750円)				法第97条 の2第1 項第3号 又は第5 号に該当 して同項 の規定の 適用を受 ける場合	1,900円  (道路交通法施 行令（昭和35年 政令第270号。 以下「政令」と いう。）第33条 の6の2第6号 に掲げるやむを 得ない理由のた め免許証の更新 を受けることが できなかつた者 に対する試験に あつては、800 円)

		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,900円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,900円)			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,100円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,600円)
	普通自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円		普通自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円
		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円 (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあっては、750円)			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円 (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあっては、800円)
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,500円 (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,300円)			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,550円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,350円)
	特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円		特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円

自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円 (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円)	自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円 (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,800円 (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円)		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,600円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,050円)
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1,950円 (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円)	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1,900円 (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,600円		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,500円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,700円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円 (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円)		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円 (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円)

			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,500円 (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,450円)				法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,800円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円)
		仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円			仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,700円
			法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円				法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,550円
			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,950円 (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,700円)				法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,900円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,350円)
8 法第89条第3項の規定による検査(以下「検査」という。)を受けようとする者	検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		3,950円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,950円)	8 法第89条第3項の規定による検査(以下「検査」という。)を受けようとする者	検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		3,900円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,400円)
		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		3,850円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,650円)			普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		3,750円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円)

9 法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者	再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	2,050円 (法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、5,050円)	9 法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者	再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	1,900円 (法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,400円)
		普通自動車免許に係る再試験	1,950円 (法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,750円)			普通自動車免許に係る再試験	1,750円 (法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,550円)
		大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	1,800円 (法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,550円)			大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	1,650円 (法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,100円)
		原動機付自転車免許に係る再試験	1,100円			原動機付自転車免許に係る再試験	1,000円

10 法第92条第1項又は第95条の2第11項の規定による運転免許証（以下「免許証」という。）の交付を受けようとする者	免許証 交付手 数料	法第92条第1項の規定による交付に係る第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下「特定試験免除者」という。）に対する交付	2,100円 （日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者（以下「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）	10 法第92条第1項の規定による運転免許証（以下「免許証」という。）の交付を受けようとする者	免許証 交付手 数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,700円 （法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）
			特定試験免除者以外の者に対する交付	2,350円 （複数免許取得者に対する交付にあつては、2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）				政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当しない場合	2,050円 （法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）
		法第95条の2第11項の規定による交付に係る第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証		2,550円					
		仮運転免許に係る免許証		1,100円				仮運転免許に係る免許証	1,150円
11 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者	免許証 再交付 手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証		2,600円	11 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者	免許証 再交付 手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証		2,250円
		仮運転免許に係る免許証		1,050円				仮運転免許に係る免許証	1,150円

11の2 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録を受けようとする者	特定免許情報記録手数料	法第95条の2第6項の規定による申出をした者に対する記録	特定試験免除者に係る記録	1,350円 (複数免許取得者に係る記録にあっては、 1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)	(新設)			
			特定試験免除者以外の者に係る記録	1,550円 (複数免許取得者に係る記録にあっては、 1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)				
		法第101条の4の2第2項の規定による申出(以下「更新時不交付申出」という。)をした者に対する記録		800円				
		法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない者に対する記録		1,500円 (法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付又は法第94条第2項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、 100円)				
		法第95条の3の規定により読み替える法第92条第2項の規定又は法第106条の4第2項の規定による免許情報の書換え	免許証(仮運転免許に係るものを除く。)及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に係る書換え	100円				

			<p>法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードのみに有する者に係る書換え</p>	<p>1,550円 (複数免許取得者に係る書換えにあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)</p>				
12 法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2第1項の規定による免許証等の有効期間の更新(以下「免許証等の更新」という。)を受けようとする者	免許証等更新手数料	免許証の有効期間の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。)	<p>法第101条の2の2第1項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出(以下「經由申請」という。)をする場合</p>	2,750円	12 法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2第1項の規定による免許証の有効期間の更新(以下「免許証等の更新」という。)を受けようとする者	免許証更新手数料	<p>法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定による免許証の更新</p>	2,500円
			<p>更新時不交付申出をする場合(經由申請をする場合を除く。)</p>	1,300円			<p>法第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新</p>	2,550円
			<p>經由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</p>	2,850円				
		免許情報記録の有効期間の更新(同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)	<p>經由申請をする場合であつて、法第101条の2の2第3項の規定による申出(以下「經由地書換申請」という。)をするとき</p>	1,000円				

		経由申請 をする場 合であつ て、経由 地書換申 出をしな いとき	1,950円			
		経由申請 をしない 場合	2,100円			
		免許証の有効期間 の更新及び免許情 報記録の有効期間 の更新	2,500円			
		経由申請 をする場 合であつ て、経由 地書換申 出をしな いとき	2,850円			
		経由申請 をしない 場合	2,950円			
13 法第101条の2の2第1項又は第3項の規定により免許証等の更新の申請をしようとする者	経由手 数料	経由地書換申出を する場合	1,700円	13 法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をしようとする者	経由手 数料	550円
		経由地書換申出を しない場合	750円			
13の2(略)				13の2(略)		
13の3 法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受けようとする者	運転技 能検査 手数料		3,650円	13の3 法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受けようとする者	運転技 能検査 手数料	3,550円

14 法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車及び一般原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとする者	審査手数料		1,350円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,100円</u> )	14 法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車及び一般原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとする者	審査手数料		1,400円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>2,850円</u> )
15 (略)				15 (略)			
16 法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下「技能検定員審査」と	技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2万3,750円</u>	16 法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下「技能検定員審査」と	技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2万3,400円</u>
		普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1万9,800円</u>			普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1万9,500円</u>
		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1万4,450円</u>			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1万4,700円</u>

い う。) を受け よう とする者		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	<u>2万2,200円</u>	い う。) を受け よう とする者		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	<u>2万1,500円</u>
17 (略)				17 (略)			
18 法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）を受けようとする者	教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1万5,100円</u>	18 法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）を受けようとする者	教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1万4,550円</u>
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1万2,000円</u>			普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1万1,850円</u>
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>9,950円</u>			特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>9,650円</u>
		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	<u>1万2,850円</u>			大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	<u>1万2,450円</u>
19 法第107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者	国外運転免許証交付手数料		<u>2,250円</u>	19 法第107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者	国外運転免許証交付手数料		<u>2,350円</u>

20 法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者	講習手数料	法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間につき850円	20 法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者	講習手数料	法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間につき750円		
		法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間につき2,400円			法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間につき2,350円		
		(略)	(略)			(略)	(略)		
		法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）			講習1時間につき4,650円	法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間につき4,450円
			準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）			講習1時間につき3,800円		準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習1時間につき3,500円
			普通自動車免許に係る講習			講習1時間につき3,050円		普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき2,800円
		法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動車二輪車免許に係る講習			講習1時間につき4,300円	法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動車二輪車免許に係る講習	講習1時間につき4,150円
			普通自動車二輪車免許に係る講習			講習1時間につき4,200円		普通自動車二輪車免許に係る講習	講習1時間につき4,000円
		法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	講習1時間につき1,750円			法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	講習1時間につき1,500円		
		法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	講習1時間につき3,200円			法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	講習1時間につき3,100円		

	法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	講習1時間につき1,850円		法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	講習1時間につき1,400円
	法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	講習1時間につき900円		法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	講習1時間につき750円
	法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習 講習1時間につき2,300円		法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習 講習1時間につき2,150円
		普通自動車免許に係る講習 講習1時間につき2,150円			普通自動車免許に係る講習 講習1時間につき2,050円
		大型自動車二輪車免許に係る講習 講習1時間につき2,850円			大型自動車二輪車免許に係る講習 講習1時間につき2,700円
		普通自動車二輪車免許に係る講習 講習1時間につき2,700円			普通自動車二輪車免許に係る講習 講習1時間につき2,550円
		原動機付自転車免許に係る講習 講習1時間につき2,550円			原動機付自転車免許に係る講習 講習1時間につき2,450円
	法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第95条の6第1項の表の備考1の規定する優良運転者に対する講習 500円 (公安委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下「オンライン講習」という。)にあつては、200円)		法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第92条の2第1項の表の備考1の規定する優良運転者に対する講習 500円
		法第95条の6第1項の表の備考1の規定する一般運転者に対する講習 800円 (オンライン講習にあつては、200円)			法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習 800円

		<p>法第95条の6第1項の表の備考1の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者 (道路交通法施行規則第38条第11項第1号ただし書に規定する申出をした者をいう。以下同じ。)でないものに対する講習</p>	1,400円			<p>法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習</p>	<p>1,350円 (運転免許に係る講習等に関する規則第8条第1項に規定する講習にあつては、800円)</p>
		<p>法第95条の6第1項の表の備考1の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習</p>	<p>800円 (オンライン講習にあつては、200円)</p>				

	<p>法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</p> <p>法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習</p>	6,600円		<p>法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</p> <p>法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習</p>	6,450円
	<p>普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>	2,950円		<p>普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>	2,900円

		法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 自動車等（これに準ずるものとして道路交通法施行規則第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーターを含む。）を使用する指導（以下「実車等指導」という。）を含む講習 実車等指導を含まない講習	1万2,900円           9,350円			法第108条の2第1項第13号に掲げる講習           法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習	1万2,500円 （当該講習が道路交通法施行規則第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円）           講習1時間につき2,600円  講習1時間につき2,100円  講習1時間につき2,050円
21	法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習を受けようとする者	通知手数料	1,000円	21	法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習を受けようとする者	通知手数料	900円
備考（略） 別表第2（第2条関係）				備考（略） 別表第2（第2条関係）			
審査細目		区分	手数料の額から減ずる額	審査細目		区分	手数料の額から減ずる額

1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	3,800円	1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,650円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,200円		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,250円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,450円		大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,250円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,350円	2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,700円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,250円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,100円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,900円		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,750円		大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,400円
3・4 (略)			3・4 (略)		

5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,600円	5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,350円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,550円		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,650円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	(略)	(略)	6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	(略)	(略)
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,050円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,400円		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,550円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,750円		大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,700円
7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,600円	7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,550円
備考 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の16の項の金額の欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。			備考 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の16の項の金額の欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。		

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の16の項の金額の欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

別表第3（第2条関係）

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	3,800円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,650円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	(略)	(略)
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,100円
3 (略)		
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(略)	(略)
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の16の項の金額の欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

別表第3（第2条関係）

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,250円
2 技能教習に必要な教習の技能	(略)	(略)
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
3 (略)		
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(略)	(略)
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円

5 自動車教習所に関する法令 についての知識	(略)	(略)
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	(略)	(略)
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,600円

備考 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の18の項の金額の欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の18の項の金額の欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

5 自動車教習所に関する法令 についての知識	(略)	(略)
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,500円
	(略)	(略)
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,550円

備考 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の18の項の金額の欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の18の項の金額の欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。